

保護者の皆様

令和6年3月25日  
宮上小学校 校長 宮原幸雄

## 適切な教育活動の維持に向けた2つのお願い

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本校では、子どもたちの安心・安全を柱にしながら、日々、子どもたちの「確かな学力」「豊かな人間性」の育成に向けて、教員1人ひとりが自身の力を高め、より良い教育環境を整えていくよう努めているところです。

現在、学校は保護者の皆様の最も身近な教育相談機関として、学級担任等による教育相談をはじめ、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等の専門家による継続的な相談、サポートルームや登校支援室等による支援に加え、様々な公的支援機関との連携も図っております。また、学習面では、通常の授業以外に、少人数指導や個別学習支援など、子どもたち1人ひとりの「確かな学力」の向上に向けて努めているところです。

しかし、こういった取組に影響を及ぼす学校の対応範囲を超えた相談内容を、遅い時間帯に受けるケースが散見されており、教員が対応に苦慮しているケースがあります。そのため、体調を壊す教員も出ており、校長として一定の線引きの必要性を感じたことから今回のお願いに至りました。

事例を裏面に掲載しておりますが、どちらが対応するのか判断に迷われるケースもあるかと思えます。その際には学校にご一報頂き、その後の対応についてお伝えしていきたいと思えます。

今後も、子どもたちのより良い成長に向けた教育活動、教育相談が適切に行われるよう、次のように「2つのお願い」をさせていただきますが、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 2つのお願い

#### 1) 相談内容について

登下校時や放課後、休日等に起きた学校外におけるトラブルについては、基本的に保護者の責任の下で対応をお願いします。ただし、その後の学校生活に影響を与えると思われる件については、学校に情報提供をお願いします。必要に応じて指導します。

また、どちらが対応すべきか判断に迷う場合は、学校にご相談ください。その後の対応について改めてお伝えします。

#### 2) 対応時間について

緊急事案を除いた相談については、連絡帳や時間内の電話連絡をもって面談のお約束をしたうえで対応させていただきます。

※電話連絡…8:00～17:30                      面談可能時間…放課後17:00まで  
(教職員の勤務時間…8:25～16:55)

※ただし、学校から面談等をお願いする場合には、保護者のご都合を優先いたします。

※4月にSCやSSWをはじめとした内外の公的相談機関等一覧を配付します。

## これまでにあった対応の一例

### (1) 児童間トラブル

**事例①：**我が子が友だちの家での集まりに誘われなかったので、先生から注意してほしい。

ご家庭に友だちを招く際は、保護者同士が確認し合っていただくようお願いします。

**事例②：**夜遅く LINE が来るので、相手の児童と保護者に注意してほしい。

オンラインゲームや LINE 等での児童間トラブルは、インターネットを使うことを許可しているご家庭で対処をお願いします。具体的には、ご家庭でスマホの夜間制限等をご検討いただくことなどが考えられます。

ただし、学校が貸与しているクロムブックを使用した学校外のネットトラブルやいじめ事案全般は、学校が関与し指導しますので、情報提供をお願いします。

**事例③：**子ども同士が金銭の貸し借りをしてトラブルになっているので学校で指導してほしい。

お金の使い方については、常識に照らし合わせてご家庭で指導していただくようお願いします。

### (2) 児童の安全確保

**事例①：**公園で危険な遊び方をしている児童がいるので、先生が現場に来て注意してほしい。

危ない場面を見かけた場合は、その場におられた方が声をかけていただくなどの対応をお願いいたします。後日、改めて学校に情報提供いただければ、全体への指導に活かします。

**事例②：**不審者がいるので、現場周辺の見回りをしてほしい。全家庭に注意喚起をしてほしい。

不審者対応は、まず警察（110番）に通報をお願いします。子どもの安全の確保に向けて、いち早く警察が捜査に動き、警戒情報が共有されるためには、警察に通報していただくのが一番早いことになります。通報後、学校へ情報提供いただき、学校から全家庭へメール配信します。

### (3) ご家庭のルール、公共のルール・マナー等

**事例①：**目が悪くなったり睡眠時間が不足したりすることがあるので、ゲームやスマホ、クロムブックの使用時間を学校で一律に制限してほしい。

ゲームやスマホ、学校貸与のクロムブックの使用時間制限等は、ご家庭のルールで運用、指導していただくことが大事だと考えております。

なお、学校貸与のクロムブックの時間制限のことでご要望をいただきますが、このクロムブックは、鉛筆やノートと同じ「文房具」の一つと考えております。「文房具」の使い方や制限についてご家庭のルールがあるように、クロムブックにつきましてもお子様の実態に合わせて必要なルールづくりや指導をお願いします。

**事例②：**保護者同士の関係性が悪く、話がこじれてしまうので、先生に間に入ってほしい。

児童のことを思えば、円満になるように協力したいという思いはありますが、保護者間のプライベートに教員が立ち入ることは避けるべきと考えます。